

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年8月3日 水戸地方法務局不動産登記部門 登記官 仲島健太郎
記

意見又は資料の提出先

〒310-0061

水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎

水戸地方法務局不動産登記部門（表題部所有者不明土地解消作業係）

TEL 029-227-9928

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
0500-2021-0001	水戸市酒門町字塙 8 8	墓地	9 0 7
0500-2021-0002	水戸市酒門町字塙 9 1	墓地	7 4 6
0500-2021-0003	水戸市酒門町字這坂 1 4 3 2	境内地	3 5 0
0500-2021-0004	水戸市酒門町字這坂 1 4 3 2 - 1	境内地	1 4 3
0500-2021-0005	水戸市酒門町字東原 3 0 5 7	山林	9 8 1
0500-2021-0006	水戸市酒門町字中千束 1 3 1 5 - 1	原野	1 7 1
0500-2021-0007	水戸市酒門町字中千束 1 3 1 5 - 2	原野	1 9 5
0500-2021-0008	ひたちなか市磯崎町字磯合 3 7 4 2	畑	6 ・ 6 1
0500-2021-0009	ひたちなか市磯崎町字境 4 0 8 4 - 2	雑種地	3 ・ 6 1
0500-2021-0010	ひたちなか市磯崎町字川子塚 4 1 4 1 - 2	鉄道用地	3 7
0500-2021-0011	ひたちなか市磯崎町字磯崎西ノ一 4 6 1 1	墓地	1 2 7
0500-2021-0012	ひたちなか市磯崎町字磯崎西ノ一 4 6 1 3	墓地	2 5 9
0500-2021-0013	ひたちなか市磯崎町字磯崎東ノ一渚 4 6 4 8 - 2	雑種地	5 3
0500-2021-0014	東茨城郡茨城町大字駒場字西ノ内 3 9 - 2	畑	7 0
0500-2021-0015	東茨城郡茨城町大字駒場字西ノ内 1 9 8 - 4	宅地	8 4 ・ 6 6
0500-2021-0016	東茨城郡茨城町大字駒場字西ノ内 2 1 5	墓地	2 9 1
0500-2021-0017	東茨城郡茨城町大字駒場字一本松 1 3 1 6 - 1	墓地	2 6
0500-2021-0018	東茨城郡茨城町大字駒場字永作台 1 4 7 4	墓地	4 7 0 5
0500-2021-0019	東茨城郡茨城町大字駒場字永作台 1 5 0 5 - 2	畑	1 4
0500-2021-0020	那珂郡東海村大字石神外宿字中堂 8 8 2	山林	3 6 6
0500-2021-0021	那珂郡東海村大字石神外宿字東山 2 5 0 4	原野	2 4 7 3

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年8月3日 水戸地方法務局常陸太田支局 登記官 仲島健太郎
記

意見又は資料の提出先

〒310-0061

水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎

水戸地方法務局不動産登記部門（表題部所有者不明土地解消作業係）

TEL 029-227-9928

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積（㎡）
0502-2021-0001	常陸大宮市山方字下河原 6 4 － 1	畑	3 5 8
0502-2021-0002	常陸大宮市山方字中山沢 1 2 2 6	墓地	1 5 4
0502-2021-0003	常陸大宮市山方字枇杷川山根 1 2 4 3 － 1	山林	1 9 2
0502-2021-0004	常陸大宮市山方字廻り戸 1 7 5 0	墓地	1 0 5
0502-2021-0005	常陸大宮市山方字廻り戸 1 7 6 6	原野	5 2
0502-2021-0006	常陸大宮市山方字廻り戸 1 7 6 8	墓地	3 3
0502-2021-0007	常陸大宮市山方字廻り戸 1 7 6 9	墓地	8 3
0502-2021-0008	常陸大宮市山方字森ノ後 2 0 0 8 － 1	山林	4 2 0
0502-2021-0009	常陸大宮市山方字相ノ田 2 0 1 2	山林	1 5 5
0502-2021-0010	常陸大宮市山方字森ノ前 2 0 7 8 － 2	墓地	6 1
0502-2021-0011	常陸大宮市山方字舘 2 1 0 － 2	原野	1 1 7
0502-2021-0012	常陸大宮市山方字和田 2 1 3 5	山林	3 2
0502-2021-0013	常陸大宮市山方字高山 2 2 1 9	墓地	1 2 3
0502-2021-0014	常陸大宮市山方字高山 2 2 2 1	墓地	2 9 2
0502-2021-0015	常陸大宮市山方字高山 2 2 2 4	墓地	1 1 2
0502-2021-0016	常陸大宮市山方字東和田 2 2 4 1	山林	1 2 2
0502-2021-0017	常陸大宮市山方字東和田 2 2 5 0 － 1	墓地	8 7
0502-2021-0018	常陸大宮市山方字下久保 2 3 5 0	原野	4 4
0502-2021-0019	常陸大宮市山方字城ノ内 2 3 8 3	山林	1 0 9
0502-2021-0020	常陸大宮市山方字城ノ内 2 4 2 3	墓地	6 7
0502-2021-0021	常陸大宮市山方字大久保 2 6 3 8 － 2	原野	6 0
0502-2021-0022	常陸大宮市山方字水抜 2 7 0 3	原野	7 9
0502-2021-0023	常陸大宮市山方字狐久保 2 7 7 3 － 1	宅地	2 9 ・ 9 9
0502-2021-0024	常陸大宮市山方字寺ノ後 3 3 8 8 － 3	畑	1 5
0502-2021-0025	常陸大宮市山方字江下山 3 5 7 2	墓地	1 4 3
0502-2021-0026	常陸大宮市山方字三光 3 6 9 8 － 2	山林	4 9
0502-2021-0027	常陸大宮市山方字須田道西 3 9 3 8 － 1	山林	2 6 8
0502-2021-0028	常陸大宮市山方字須田道西 3 9 3 8 － 2	畑	1 6 0
0502-2021-0029	常陸大宮市山方字須田道西 3 9 3 8 － 3	墓地	9 7
0502-2021-0030	常陸大宮市山方字須田道西 3 9 3 8 － 4	畑	2 1 7
0502-2021-0031	常陸大宮市山方字芋畑 4 0 9 8	墓地	2 0 9
0502-2021-0032	常陸大宮市山方字羽場 4 1 9 2	原野	1 0
0502-2021-0033	常陸大宮市山方字鴨打 4 2 1 2 － 1	墓地	1 0 0
0502-2021-0034	常陸大宮市山方字鴨打 4 2 2 2	墓地	2 0 0
0502-2021-0035	常陸大宮市山方字鴨打渡 4 2 6 9	原野	1 2 2
0502-2021-0036	常陸大宮市山方字北ノ町 5 0 9 2	山林	1 2 8
0502-2021-0037	常陸大宮市山方字北ノ町 5 1 3 5	墓地	3 2 0
0502-2021-0038	常陸大宮市山方字北ノ町 5 1 8 4 － 1	墓地	7 9
0502-2021-0039	常陸大宮市山方字北ノ町 5 2 2 3 － 1	墓地	5 8
0502-2021-0040	常陸大宮市山方字山口 5 4 6 5 － 1	原野	2 8 7
0502-2021-0041	常陸大宮市山方字山口 5 4 8 8 － 1	墓地	1 4
0502-2021-0042	常陸大宮市山方字赤木 6 4 7 1 － 2	墓地	2 7
0502-2021-0043	常陸大宮市山方字赤木 6 4 7 4	墓地	2 4
0502-2021-0044	常陸大宮市山方字引地 6 5 4 4 － 1	墓地	8 8
0502-2021-0045	常陸大宮市山方字引地 6 5 7 8	原野	2 6 9
0502-2021-0046	常陸大宮市中富町 1 0 1 5 － 1	墓地	6 9

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年8月3日 水戸地方法務局土浦支局 登記官 仲島健太郎

記

意見又は資料の提出先

〒310-0061

水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎

水戸地方法務局不動産登記部門（表題部所有者不明土地解消作業係）

TEL 029-227-9928

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
0503-2021-0001	土浦市手野町字寺坪 1 9 2 8 - 5	墓地	2 6 7
0503-2021-0002	土浦市手野町字小山ウシロ 1 9 7 2	墓地	3 8
0503-2021-0003	土浦市手野町字小山 1 9 7 4	墓地	4 2
0503-2021-0004	土浦市手野町字久保上 2 1 1 9 - 2	墓地	4 0
0503-2021-0005	土浦市手野町字立 2 2 0 6	畑	2 5 3
0503-2021-0006	土浦市手野町字地藏後 2 2 4 7 - 1	畑	5
0503-2021-0007	土浦市手野町字宮本 2 3 7 5 - 1	墓地	3 8 3
0503-2021-0008	土浦市手野町字吉池 2 9 9 3 - 2	原野	2 9
0503-2021-0009	土浦市手野町字原ノ内 3 3 0 4 - 1	原野	6 6
0503-2021-0010	土浦市手野町字荒板松 3 6 5 9 - 1	山林	1 6 8
0503-2021-0011	土浦市手野町字谷津 3 7 5 2 - 1	原野	4 5
0503-2021-0012	土浦市手野町字真木ノ内 3 8 5 1	田	3 7 5

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年8月3日 水戸地方法務局下妻支局 登記官 仲島健太郎

記

意見又は資料の提出先

〒310-0061

水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎

水戸地方法務局不動産登記部門（表題部所有者不明土地解消作業係）

TEL 029-227-9928

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積（㎡）
0506-2021-0001	坂東市長須字西原 9 7	墓地	5 5
0506-2021-0002	坂東市長須字西原 1 3 5	墓地	4 8
0506-2021-0003	坂東市長須字西原 1 6 3	墓地	9 0
0506-2021-0004	坂東市長須字西原 2 5 8	墓地	3 3
0506-2021-0005	坂東市長須字花地山 6 1 8 － 1	墓地	9 2
0506-2021-0006	坂東市長須字宿 6 4 7 － 2	墓地	3 7
0506-2021-0007	坂東市長須字向地内 1 3 4 6	墓地	3 9
0506-2021-0008	坂東市長須字香取東 1 5 4 9	墓地	4 7 1
0506-2021-0009	坂東市長須字一言前耕地 1 8 9 8	墓地	3 3
0506-2021-0010	坂東市長須字新田前 2 1 4 1 － 1	墓地	3 5
0506-2021-0011	坂東市長須字舟戸前 3 1 3 7	墓地	5 9
0506-2021-0012	坂東市長須字矢口 3 3 6 9	墓地	1 8 2
0506-2021-0013	坂東市長須字小布田内前 3 6 0 5	山林	3 1
0506-2021-0014	坂東市長須字小布田内前 3 6 0 6	宅地	1 1 ・ 6 1
0506-2021-0015	坂東市長須字小間口 4 4 9 1	墓地	3 3
0506-2021-0016	坂東市長須字小間口 4 4 9 4	墓地	2 9
0506-2021-0017	坂東市長須字小間口 4 4 9 5	墓地	2 8
0506-2021-0018	坂東市長須字小間口 4 4 9 6	墓地	2 9
0506-2021-0019	坂東市長須字小間口 4 4 9 7	墓地	3 4
0506-2021-0020	坂東市長須字下山 5 3 0 9	墓地	3 7

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年8月3日 水戸地方法務局取手出張所 登記官 仲島健太郎

記

意見又は資料の提出先

〒310-0061

水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎

水戸地方法務局不動産登記部門（表題部所有者不明土地解消作業係）

TEL 029-227-9928

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積（㎡）
0527-2021-0001	取手市小文間字利根耕地 3 8 0 - 1	畑	4 6
0527-2021-0002	取手市小文間字利根耕地 4 0 2 - 1	畑	5 6
0527-2021-0003	取手市小文間字谷耕地 乙 3 9 3 4	宅地	8 4 ・ 0 4
0527-2021-0004	取手市小文間字谷耕地 乙 3 9 4 1	墓地	4 0
0527-2021-0005	取手市小文間字谷耕地 乙 4 0 2 6	畑	1 1
0527-2021-0006	取手市小文間字谷耕地 乙 4 0 4 0	畑	1 3
0527-2021-0007	取手市小文間字谷耕地 4 0 8 4	井溝	1 8 5
0527-2021-0008	取手市小文間字谷耕地 乙 4 1 2 9	畑	9 ・ 9 2
0527-2021-0009	取手市小文間字谷耕地 4 1 4 6	山林	1 5 2 8
0527-2021-0010	取手市小文間字中妻耕地 4 1 8 5 - 1	宅地	1 3 2 ・ 7 9
0527-2021-0011	取手市小文間字中妻耕地 4 1 8 5 - 2	宅地	1 0 9 ・ 1 9
0527-2021-0012	取手市小文間字中妻耕地 4 3 0 5 - 1	畑	9 ・ 9 6
0527-2021-0013	取手市小文間字中妻耕地 乙 4 3 3 1	山林	6 3
0527-2021-0014	取手市小文間字中妻耕地 乙 4 4 0 8	墓地	7 ・ 6 1
0527-2021-0015	取手市小文間字中妻耕地 4 4 3 8	山林	2 1
0527-2021-0016	取手市小文間字中妻耕地 乙 4 4 3 9	山林	9 ・ 9 1
0527-2021-0017	取手市小文間字台島耕地 4 5 0 5 - 1	墓地	4 9 8
0527-2021-0018	取手市小文間字戸田井耕地 4 5 7 3 - 1	山林	3 ・ 5 6
0527-2021-0019	取手市小文間字戸田井耕地 乙 4 6 1 7	墓地	1 1
0527-2021-0020	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 3 8 - 3	山林	1 8
0527-2021-0021	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 5 0	山林	4 2 2
0527-2021-0022	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 5 0 - 1	山林	6 0
0527-2021-0023	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 7 3 - 1	山林	4 2 9
0527-2021-0024	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 7 6 - 1	境内地	3 9 2
0527-2021-0025	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 7 7 - 1	宅地	8 7 ・ 6 0
0527-2021-0026	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 7 7 - 2	山林	3 0 0
0527-2021-0027	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 7 7 - 8	山林	1 9 0
0527-2021-0028	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 7 7 - 9	山林	1 3
0527-2021-0029	取手市小文間字戸田井耕地 乙 4 6 7 9	墓地	3 3
0527-2021-0030	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 8 0	墓地	1 4 6

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積（㎡）
0527-2021-0031	取手市小文間字戸田井耕地 4 6 8 0 - 1	墓地	4 9
0527-2021-0032	取手市小文間字中谷津耕地 4 8 7 8 - 1	山林	8 ・ 9 6
0527-2021-0033	取手市小文間字中谷津耕地 乙 4 7 0 7	墓地	9 ・ 8 8
0527-2021-0034	取手市小文間字台道南耕地 乙 5 4 5 5	墓地	4 8
0527-2021-0035	取手市小文間字台道南耕地 5 5 0 3	山林	7 5
0527-2021-0036	取手市小文間字台道南耕地 乙 5 6 4 4	墓地	2 9
0527-2021-0037	守谷市高野字羽中 3 1 7 - 1	山林	5 9 9 3
0527-2021-0038	守谷市高野字羽中 乙 3 1 9 - 1	畑	3 ・ 3 0
0527-2021-0039	守谷市高野字根切 乙 3 5 6	墓地	3 ・ 3 0
0527-2021-0040	守谷市高野字根切 3 8 9	山林	1 9 8
0527-2021-0041	守谷市高野字本宿 乙 9 9 4	池沼	4 2
0527-2021-0042	守谷市高野字本宿 乙 9 9 9	池沼	3 6
0527-2021-0043	守谷市高野字竹之下 1 1 4 0	宅地	8 2 ・ 6 4
0527-2021-0044	守谷市高野字向坪 1 2 4 8	墓地	1 6 5
0527-2021-0045	守谷市高野字向坪 1 2 4 9	宅地	7 7 6 ・ 8 5
0527-2021-0046	守谷市高野字台坪 乙 1 3 2 0	墓地	3 ・ 3 0
0527-2021-0047	守谷市高野字仲坪 1 3 3 6 - 1	山林	5 1 9
0527-2021-0048	守谷市高野字仲坪 1 3 4 2	学校用地	3 9 6 6
0527-2021-0049	守谷市高野字仲坪 1 3 4 3	宅地	2 4 4 ・ 6 2
0527-2021-0050	守谷市高野字仲坪 1 3 5 7	畑	3 0 0
0527-2021-0051	守谷市高野字仲坪 1 3 5 8	畑	1 0 9 7
0527-2021-0052	守谷市高野字五十塚 1 5 6 1	山林	1 1 2 0
0527-2021-0053	守谷市高野字二重堀 1 7 1 1	宅地	3 7 0 ・ 2 4
0527-2021-0054	守谷市高野字下新田 3 3 1 1	原野	2 6 7
0527-2021-0055	守谷市高野字今城 3 9 3 7	田	4 0

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年8月3日 水戸地方法務局筑西出張所 登記官 仲島健太郎

記

意見又は資料の提出先

〒310-0061

水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎

水戸地方法務局不動産登記部門（表題部所有者不明土地解消作業係）

TEL 029-227-9928

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
0532-2021-0001	筑西市松原字城ノ内 2 9 0	原野	9 6
0532-2021-0002	筑西市松原字竹宿 4 0 7 - 2	畑	4 8 6
0532-2021-0003	筑西市松原字今館 1 1 0 6	山林	4 3 3
0532-2021-0004	筑西市松原字新堀 1 3 1 2	山林	2 1 9
0532-2021-0005	筑西市松原字二本木 1 9 2 4	墓地	1 2 1
0532-2021-0006	筑西市松原字二本木 1 9 6 9	墓地	3 9 8
0532-2021-0007	筑西市松原字二本木 1 9 9 6	墓地	3 9
0532-2021-0008	筑西市松原字大池 2 4 8 0	山林	3 9
0532-2021-0009	筑西市松原字稲荷前 2 5 5 8	墓地	1 1 5
0532-2021-0010	筑西市松原字篠ノ内 3 0 3 4 - 1	山林	3 3
0532-2021-0011	桜川市真壁町古城字二の丸 2 8 7	雑種地	3 2
0532-2021-0012	桜川市真壁町古城字館 3 3 2	田	3 4
0532-2021-0013	桜川市真壁町古城字瀬戸 4 9 7 - 1	原野	2 5